

秘密法案反対

この声を聞け

特定秘密保護法案の審議のアリバイを取り繕うために与党が横暴な国会運営を重ねる中、自民党的石破茂幹事長からは法案反対のテモとテロを同一視する発言が飛び出し、国会は一気に緊迫の度を高めた。

社民、民主、維新、みんな共産、生活、新党改革の野党7党の幹事長・書記局長は2日、急きよ会談し、石破暴言に抗議することとともに法案の慎重審議を要求することで一致した。

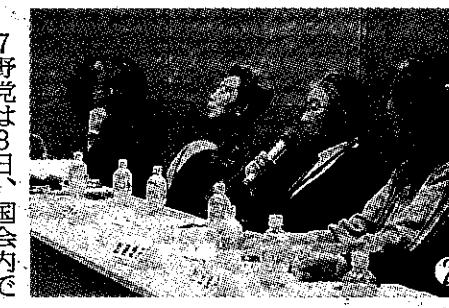
連合は同日、参院密保護法案の徹底・慎重な審議を求める「12・2緊急院内集会」を開いた(写真①)。

この指とまれ、女たちー秘密保護法反対大集合」と銘打った集会が同日、衆院議員会館で開かれ、小内美江子さん(脚本家)らが次々とマイクを握った(写真②)。

参院議員会館で共同記者会見を開催。ヒューマンライツ・ナウの伊藤和子さん(弁護士)らが、ピレイ国連人権高等弁務官が2日の記者会見で法案に懸念を表明するなど、人権侵害を危惧する声が世界中で高まっていることを強調した(写真③)。

参院議員会館で共同記者会見を開催。ヒューマンライツ・ナウの伊藤和子さん(弁護士)らが、ピレイ国連人権高等弁務官が2日の記者会見で法案に懸念を表明するなど、人権侵害を危惧する声が世界中で高まっていることを強調した(写真④)。

原発情報隠しが強まることが心配される中、「原発はいまでも秘密だらけストップ! 秘密保護法」と題した集会が4日、衆院議員会館で開かれ、脱原発弁護団の海渡雄一さんらが法案に怒りの声を上げた(写真⑤)。



何が秘密か分からぬ

参院国家安保特委で福島みずほ議員

社民党的福島みずほ参院議員(副党首)は11月28日から12月5日までの間、国家安全保障特別委員会で連日質問に立ち、特定秘密保

護法案別表の秘密指定対象事項の範囲が広範かつ曖昧だという問題を中心に、政府を追及した(1面参照)。

【何を聞いても「分からぬ」】福島議員は、日本核持ち込み密約、三矢研究(63年に発覚した自衛隊の治安出動計画)、(国際条約で禁止された)クラスター爆弾、オースブレイ配備、航空自衛隊によるイラクでの武裝米空輸などのそれぞれの情報について、特定秘密に該当するかと質問。森

雅子担当相は「情報収集衛星によって撮影された写真によっては別表に該当する場合もある」と認めた(11月29日)。

【捨てられたら闇の中】42万件とされる特管秘について福島議員は、内閣官房の保有件数および首相の同意で廃棄した件数を質問。

菅義偉官房長官は、保有32万件、廃棄件数は「統計を取っていないため現時点では明らかになつてない」と答えた。福島議員が、衆院修正で加えられた19条の国會議告では「廃棄について国会に報告するとはなつて

いない」と述べ、記者にとつて重要なのは国民の知る権利に奉仕することだと強調。

参院参考人質疑で日比野敏陽新聞労連委員長は「秘密指定をしてはならない事項を義務規定として明文で定めるべき」とし、ツワネ原則(国家安全保障と情報への権利に関する国際原則)に照らせば国民の権利を侵害する情報や違法行為を犯す場合に該当するが、これが違法性を阻却する事由となるだけであり、その権利と報道機関との接觸規範に関しては、「このようないい」と述べ、記者にとっての「著しく不當な方法によるものと認められない」について「何なか極めての「著しく不當な方法に

離れた非現実的な規定」と

▲安倍首相(左)と森雅子担当相(右)が福島議員(12月4日)。

いない」と指摘したのに對し、担当相は「有識者会議の意見を聞いた上で検討」と答弁。福島議員は「今でも特管秘は廃棄されている」とひどい形で起きた」と批判した(12月2日)。

【安全保障】の定義は

衆院修正で法案1条の「安

全保障」に「國の存立に關する外部からの侵略等に対

して國及び國民の安全を保

障すること」との定義が行

なわれたことに関連して福

島議員は、原子力基本法の前回改正で「我が國の安全

保障に資する」との文言が

加えられたことに言及し、

「原子力基本法の安全保障

と秘密保護法案の安全保障

は同じ概念か」と追及。こ

れに対し担当相、赤羽一嘉

ん答えて第3席、赤羽副大臣

は質問時間の最後に「基

本部長代行の江藤洋一さんは「秘密指定をしてはならぬ」と述べ、記者にとって重要なのは国民の知る権利に奉仕することだと強調。

参院参考人質疑で日比野敏陽新聞労連委員長は「秘密指定をしてはならない事項を義務規定として明文で定めるべき」とし、ツワネ原則(国家安全保障と情報への権利に関する国際原則)に照らせば国民の権利を侵害する情報や違法行為を犯す場合に該当するが、これが違法性を阻却する事由となるだけであり、その権利と報道機関との接觸規範に関しては、「このようないい」と述べ、記者にとっての「著しく不當な方法によるものと認められない」について「何なか極めての「著しく不當な方法に

離れた非現実的な規定」と

離れた非現実的な規定」と